平成29年度第2回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成29年5月15日(月)午後2時30分~午後3時35分		
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室		
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部		
	長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務局事		
	務部長、上下水道部長、病院経営推進部長		
審議事項			
(1)伊勢市立地適正化計画について <都市整備部>			

1 伊勢市立地適正化計画について

<都市整備部>

概要

伊勢市の抱える人口減少、高齢化といった課題に対し、都市機能増進施設(福祉、 医療、商業施設等)の集約・誘導を図る都市機能誘導区域、居住を誘導し人口密度を 維持する居住誘導区域、その他市独自のゾーンを設けることで緩やかな集約型都市構 造の実現を図るために策定する立地適正化計画について審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

(1) 伊勢市の都市機能区域・居住区域の設定について

ア 計画の区域(伊勢市の都市計画区域)

各区域設定	都市機能区域	居住区域
設定必須	都市機能誘導区域	居住誘導区域
設定独自	都市機能維持ゾーン	その他のゾーン

- ※区域は線引きにて設定し、ゾーンは方針を位置づける範囲として設定。
- ・目標年次 平成45年
- ・都市づくりの理念 「市民の暮らしと伝統を守り育む集約型都市」

イ 都市機能区域の設定の考え方

都市機能区域	区域のイメージ
都市機能誘導区域	用途地域内で、災害に対する安全性や生活利便性が高
10 11	い駅周辺の区域
都市機能維持ゾーン	都市機能誘導区域以外で都市機能増進施設の集積や公
10川7茂肥雁竹ノーン	共施設が立地し市民生活の拠点となるゾーン

ウ 区域の判別

・次の視点から区域の判別を行う。

※視点1:都市づくりの方針への適合、視点2:公共交通の利便性、

視点3:徒歩圏における都市機能の集積性、視点4:快適な市街地環境の形成、視点5:中心市街地活性化基本計画への適合、基幹的な医療、商業施設の立地、視点6:特徴的な景観形成、視点7:人口の集積、視点8:地区特

性、視点9:津波被害からの安全性

都市機能区域	区域
都市機能誘導区域	1 伊勢市・宇治山田駅周辺(2 拠点を統合)、2 宮川駅周辺、3 宮町・山田上口駅周辺(2 拠点を統合)、4 五十鈴川駅周辺
都市機能維持ゾーン	1 二見浦駅周辺、2 御薗総合支所周辺、3 ララパーク 周辺

エ 居住区域の設定の考え方

居住区域	区域のイメージ
居住誘導区域	居住を誘導し人口密度を維持する区域
后住 苏 等色	(用途地域から視点1~5を除いたもの)
7.0/14.0 V.	都市マスタープランに基づくゾーン
その他のゾーン	(都市計画区域から居住誘導区域を除いたもの)

- ・居住誘導区域の設定方法は伊勢市において都市計画運用指針を参考に用途地 域から次のとおり除式的に設定を行う。
 - ※用途地域のうち以下のいずれにも該当しない範囲を設定

視点1:自然環境等の保全の観点から法的に居住の制限のある区域

視点2:災害の危険性の高い区域

視点3:産業振興を図る区域

視点4:徒歩や公共交通による生活利便性の低い区域

視点5:人口の集積性や交通利便性が低く都市機能の維持が困難である区

域

結 論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・都市機能維持ゾーンについては建物を残していくということか。
 - →同じ建物ということではなく、区域において建物の機能を維持する考えである。
- ・都市機能増進施設の対象となる施設はどのようなものか。
 - →これから詳細を決めていく。
- ・当該計画の図と伊勢市防災マップを比較したときに混乱が生じないような記載をするよう配慮されたい。
- ・伊勢市の公共施設マネジメントと連携・調整して計画を進められたい。

資 料 付議事項書